

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、法令遵守及び企業倫理の重要性を認識し、変動する社会・経済環境に対応した迅速な経営の意思決定と、経営の健全性の向上を図ることによって株主価値を高めることを経営上の最も重要な課題の一つとして位置付けております。

これを実現するために、全てのステークホルダー(利害関係者)との信頼関係の構築、情報開示の充実など下記の5項目を基本方針として機関、制度を一層強化・改善・整備しながら、コーポレート・ガバナンス(企業統治)を充実させていきたいと考えております。

1. 経営の透明性・健全性の維持確保
2. 適正かつ迅速な意思決定と説明責任・権限の明確化
3. コンプライアンス体制及びリスク管理体制の充実
4. 迅速かつタイムリーな情報開示
5. 牽制組織の確立

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業としてコーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
オータケ持株会	484,400	12.21
西尾市	363,000	9.15
株式会社キッツ	338,000	8.52
オータケ従業員持株会	301,489	7.60
鈴木 照	178,500	4.50
岡谷鋼機株式会社	142,400	3.59
株式会社三菱UFJ銀行	140,000	3.53
尾崎 美津子	113,300	2.86
株式会社名古屋銀行	107,600	2.71
株式会社ベン	107,000	2.70

支配株主(親会社を除く)の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

- 1.自己株式318,258株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
- 2.持株比率は発行済株式総数から自己株式を控除した数に基づき算出しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分

東京 JASDAQ

決算期

5月

業種

卸売業

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
石原 真二	弁護士								○			
赤星 知明	公認会計士								△			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
石原 真二	○	○	石原真二氏は石原総合法律事務所の代表者であります。同法律事務所とは法律顧問契約を締結しておりますが、同法律事務所に支払う報酬額は僅少であり、同事務所にとりまして報酬の依存度は極めて小さいものであり、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	石原真二氏は、法曹界における豊富な経験と幅広い識見、また他社社外取締役及び社外監査役としての豊富な経験から当社の社外監査役及び社外取締役在任期間において、その職責を十分に果たしていただいております。今後も社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。

赤星 知明	○	○	赤星知明氏は、以前当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツの出身ですが、当該監査法人の在籍期間中(1995年10月～2002年8月)、当社の監査業務に従事もしくは関与しておらず、また、退所されてから18年経過していることから、株主・投資家の判断に影響を及ぼす恐れはないと判断されるため、概要の記載を省略します。	赤星知明氏は、公認会計士・税理士として税務・会計全般に関して幅広い識見と、他社監査役としての豊富な経験を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。なお、当社との間には、特別の利害関係はありません。また、独立性を有し、一般株主との利益相反の生じる恐れのないことから、独立役員として指定しております。
-------	---	---	---	---

[監査等委員会]

委員構成及び議長の属性					
	全委員 (名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	委員長 (議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし				

現在の体制を採用している理由
当社では監査等委員のうち、1名が常勤監査等委員であることから、現在、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を設けておりません。ただし、監査等委員会の求めがある場合は、監査等委員会の業務を補助する取締役もしくは業務関連部署にその業務の補助にあたらせることとしております。
監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況
監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人との連携や監査等委員以外の取締役等からの報告等の方法によって、内部監査や内部統制の状況をモニタリングし、取締役等の職務執行について監査しております。 また、監査等委員会は、内部監査部門及び会計監査人と適時意見交換を行い、相互認識を深めるとともに監査情報等を交換しており、監査等に関する新たな課題がある場合は、随時会合を持つこととしております。

[任意の委員会]

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	
独立役員の資格を充たす社外取締役については全て独立役員に指定しております。	

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
該当項目に関する補足説明	
前事業年度対比の達成状況に応じた業績連動報酬を採用しております。業績連動報酬に係る指標は、前事業年度の売上高・営業利益等であり、各事業年度の安定的な収益計上を重視して、当該指標を選択しております。	
ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明

最近事業年度(2020年5月期)における当社の取締役の報酬等の総額は次のとおりであります。
取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名 報酬等の総額 59,346千円
取締役(監査等委員)3名 報酬等の総額13,090 千円(うち社外取締役4,800千円)
(注)
1. 当事業年度末現在の人員は、取締役4名、監査等委員3名であります。
2. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬については、具体的な支給額については業績連動とし企業価値の継続的向上を図ると共に、報酬の決定プロセスが公正性・客観性の高いものであることを基本方針としております。
各取締役の役位に基づき、その基本となる額(年収)を設定しており、業績及び担当部門の業績の達成度等に基づき個人別支給額(年収)を決定しております。
なお、社外取締役を除く取締役の決定に際しましては、報酬等の公正性・客観性を確保するため、報酬総額は株主総会で決議された取締役報酬限度額の範囲内で、取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬は取締役会で決定し、監査等委員である取締役の報酬は監査等委員会で決定しております。
なお、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会で取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬の総額は年間150,000千円以内、監査等委員である取締役の報酬の総額は年間30,000千円以内と決議しております。

[社外取締役のサポート体制]

監査等委員である2名は独立した社外取締役であり、その職務を補助すべき使用人は、特別にこれを定めることはせず、各取締役の判断のもとに必要なに応じて、適宜、業務関連部署にその業務の補助にあたらせることとしております。また、常勤の監査等委員1名(社内取締役)が社外取締役に必要な情報伝達を行うなどのサポート体制を確保しています。
また、監査等委員が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、その職務を補助するための使用人を置くことができる体制としております。

[代表取締役社長等を退任した者の状況]

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
鈴木 照	最高顧問	①業界団体や財界等の活動並びに自然環境保護活動による地域社会への貢献 ②活動による情報収集及び経営陣への情報提供 ③顧客や取引先等の冠婚葬祭及び行事対応	非常勤 報酬有	2007/8/28	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数	1 名
--------------------------	-----

その他の事項

・最高顧問は、当社の取締役会及び経営会議その他の会議体に出席せず、経営の意思決定に影響を及ぼすような強制力はなくガバナンス上の問題はありません。
・最高顧問は、主に財界等の活動並びに自然環境保護活動による地域社会への貢献に取り組んでおり、それらの活動から情報収集を行うとともに得られた情報を経営陣に提供しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として、2015年8月27日開催の第63期定時株主総会において「監査等委員会設置会社」に移行し、役員構成は業務執行取締役4名、監査等委員3名(うち社外取締役2名)の計7名の取締役となりました。取締役会は、「取締役会規則」に則り、経営方針の策定や業務執行における重要な意思決定機関として業務執行取締役及び監査等委員の出席により毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。また、業務執行取締役、常勤監査等委員及び各部門長で構成される「予算実績会議」を毎月開催し、業績や業務遂行状況の早期把握及び経営方針の徹底等を行っております。

また、取締役会で決議した「内部統制システム構築の基本方針」に則り、「コンプライアンス体制」、「取締役の職務執行の効率性確保の体制」、「リスク管理体制」等の体制の構築・運用を 監査等委員の監視及び監査により、より実効性の高い体制を構築してまいります。

また、内部監査室により、定期的に各部署の業務執行状況及び法令・社内規程の遵守状況を監査し、業務執行取締役及び監査等委員会に報告し、コンプライアンスの徹底及びリスク管理体制の構築に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、業務に精通する業務執行取締役4名と、監査等委員である取締役3名の合計7名で構成しております。社外取締役2名を含む監査等委員3名は、他社での取締役・監査役、財務経理担当取締役等を長年務めるなどのそれぞれの分野における豊富な知識と経験に基づき、内部監査室と連携して監査を行うとともに、一般株主に近い立場から忌憚らない意見を取締役会等の場を通じて述べていただいております。当社の事業規模・内容及び経営の効率性並びに透明性の強化を図る観点から、現状のコーポレート・ガバナンス体制は、現時点で有効に機能し、当社においては最適なものと考えており、また企業価値の向上にも資するものと判断しております。

当社は2015年8月27日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を柱とする定款変更の承認を受けて、監査等委員会設置会社に移行いたしました。

当社では、社外取締役で構成される監査等委員会の設置により、取締役会の監督機能及びコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化が図れるものと考えており、現状の体制を採用いたしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社開催の株主総会は8月であり、比較的株主総会が集中しない月であります。特別の事情がない限り同月開催の集中日を回避するようにしております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ上のIR項目に「決算短信」などの開示資料をはじめ、財務・業績データ（過去5年分・当期予想）、株価情報など各種情報を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社の情報取扱責任者は取締役企画管理本部長となっております。当社のIR担当部署は総務部となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社の「行動指針」の中で、お客様、お取引先様、株主様及び地域社会の皆様など「当社に関わる全ての人々」から信頼を得られるよう行動することを規定しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	「公益信託オータケ記念愛知県環境保護基金」を創設して毎年寄付金支出支援により、環境保全活動を推進しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会で決議した内部統制システム構築の基本方針に基づき、その整備を行っております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社は、「経営方針」「行動指針」を全ての取締役及び使用人に周知し、企業倫理意識の向上や法令遵守のため「法令遵守規程」の徹底を図り、必要に応じて研修を実施する。
 - ・取締役会は、取締役会規則に則り会社の業務執行を決定する。
 - ・代表取締役社長は、取締役会規則に取締役から委任された会社業務の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議、取締役会規則に従い職務を執行する。
 - ・取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は会社の業務執行状況を取締役会規則に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。
 - ・社長直属組織である内部監査室が、本社及び各支店・営業所を定期的に監査し、その結果を代表取締役及び取締役会に報告する。
 - ・当社における法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため、「内部通報制度規程」を制定し、グループ社員を含む役員全員に徹底する。

- (2) 取締役の職務の遂行に係る情報の保存及び管理等に関する体制

取締役の職務の遂行に係る文書（電磁的記録を含む）は、これに関する資料とともに社内規程に従い保管し、必要に応じて運用状況の検証、各規程の見直しを行う。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク管理は管理部門が統括的に管理するが、各部門固有の業務に付随するリスクについては、各部門長がそれぞれに自部門に内在するリスクを把握、分析、評価したうえで適切な対策を実施するとともに、使用人への教育を実施する。また、不測の事態が発生した場合は、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速かつ適正な対応を行い、損害を最小限に抑える体制を整える。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

事業計画の策定・執行状況の進捗チェック等の経営マネージメント、並びに取締役会規則の厳正なる運用による業務執行マネージメントの徹底により、取締役の職務執行の効率性の確保を行う。また、業務の適正を確保するため、ガバナンス体制や内部監査体制の強化を図る。

- (5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社グループは、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、以下の体制を構築する。

- ・子会社を主管する部門が、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営を管理するとともに、状況に応じ取締役を派遣して経営を把握し、取締役会への報告を行う。
- ・関係会社管理規程において、子会社との協議事項、子会社からの報告事項等を定め、適宜、子会社を主管する部門が子会社からの報告を受け、取締役会への報告を行うものとする。
- ・子会社に対して法令遵守、損失の危険の管理、財務報告の適正性の確保、効率的職務執行体制等の主要な内部統制項目について、各体制、規程等の整備の助言・指導を行うほか、子会社への教育・研修の実施などによりグループとしての内部統制システムの整備を図るものとする。
- ・社長直属組織である内部監査室は、年度計画に基づき当社グループの内部監査を実施し、取締役会及び子会社を主管する部門に結果を報告する。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査等委員会の求めに応じて選任された監査等委員会補助者は、監査等委員会直属の組織とし、人事評価及び人事異動等については監査等委員会の事前の同意を得る。

- (7) 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制、その他の監査等委員に報告するための体制

当社及び子会社の取締役及び使用人が行う監査等委員会に対する報告は、法令の規定事項のほか、次の事項とする。

- ・当社及び子会社の業務・財務並びに業績等に重大な影響、損害を及ぼす事項
- ・当社及び子会社の役職員が法令及び定款に違反する行為、又は、これらの行為を行うおそれがあると考えられる事項
- ・内部監査室長が行う内部監査の実施状況、業務遂行の状況、内部統制に関する活動状況並びに内部通報制度の運用状況及び通報の内容
- ・監査等委員会から業務執行に関する事項の報告を求められた当社及び子会社の取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告を行う。

- (8) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

「監査等委員会規則」に則って監査を行うことにより、監査の実効性を確保する。又、代表取締役社長との意見交換会を行い、効率的な監査業務の遂行を図る。

- (9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従い、健全な内部統制環境の保持に努め、有効かつ正当な評価ができる内部統制システムを構築し、適正な運用に努めることにより財務報告の信頼性と適正性を確保する。

- (10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備について

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役員全員に徹底する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社における反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況については次のとおりであります。

- (1) 基本的な考え方

「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」の(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び体制整備についてに記載のとおりであります。

- (2) 整備体制について

当社は、反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、一切の取引は行わず、不当・不正な要求に応じないことをグループ社員を含む役員全員に徹底しております。また、警察等の外部専門機関との連携を図り、反社会的勢力の排除活動に取り組んでおります。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1) 適時開示に係る基本姿勢について

当社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹をなすものであることを十分に認識するとともに、常に投資者の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を適切に行えるよう添付書類に記載した社内体制の充実に努めるなど、投資者への会社情報の適時適切な提供について真摯な姿勢で臨んでおります。

(2) 適時開示に係る社内体制の状況

ア. 当社は上場企業として、不特定多数の投資者に対し、投資判断の基礎となる重要な会社情報の開示を均等、迅速、正確かつ公平に行うことを基本とし、総務部を情報開示担当部署として、子会社と緊密な連携をとりながら、情報管理および適時開示の周知徹底を図っております。

イ. 情報取扱責任者は取締役企画管理本部長とし、当社および子会社の重要な決定事実および発生事実等が、業務運営・業績等にどのような影響を及ぼすか、同取締役が中心となり、総務部から各関連部署ならびに関係者と連絡をとり「会社情報適時開示」についての要否を検討します。

ウ. 当社の重要な会社情報については、取締役会決議後、速やかに開示いたします。また、重要事実の発生についても、発生を認識した時点で速やかに開示いたします。

エ. 情報の開示については、取締役企画管理本部長の指示に基づき、総務部にて作成した開示資料を適時開示システム「TDnet」で開示いたします。

オ. 「TDnet」で開示いたしました会社情報は、当社のホームページに掲載いたします。